

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表します。

平成 21 年 11 月 13 日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 山川 利治

愛知県企業庁（以下「県企業庁」という。）は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを検討しています。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号、以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日民間資金等活用事業推進委員会より公表）、「愛知県PFI導入ガイドライン」（平成 15 年 6 月 30 日愛知県企画振興部長通知 15 企第 73 号）等に則り、本事業の実施方針として定め、ここに公表します。

**豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設
整備・運営事業**

実施方針

平成21年11月

愛 知 県 企 業 庁

目 次

1	特定事業の選定に関する事項.....	1
	(1) 事業内容に関する事項.....	1
	(2) 特定事業の選定方法等に関する事項.....	7
2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
	(1) 事業者の募集及び選定方法.....	7
	(2) 選定の手順及びスケジュール.....	8
	(3) 応募手続き等.....	8
	(4) 応募者等の参加・資格要件.....	11
	(5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	14
	(6) 契約に関する基本的な考え方.....	16
	(7) 提出書類の取扱い.....	16
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項.....	17
	(1) リスク分担の考え方.....	17
	(2) 要求する性能等.....	17
	(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	17
	(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項.....	17
4	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	18
	(1) 立地条件に関する事項.....	18
	(2) 施設の設計要件等に関する事項.....	19
	(3) 脱水ケーキの再生利用.....	19
	(4) 生活環境影響調査.....	20
5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	20
	(1) 係争事由に係る基本的な考え方.....	20
	(2) 管轄裁判所の指定.....	20
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	20
	(1) 基本的な考え方.....	20
	(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置.....	20
	(3) 融資機関と県企業庁との協議.....	21

7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	21
	(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	21
	(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	21
	(3) その他の支援に関する事項.....	22
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	22
	(1) 情報提供.....	22
	(2) 県議会の議決.....	22
	(3) 入札に伴う費用の負担.....	22
	(4) 問合せ先.....	22

添付書類等

様式 1 実施方針等に関する説明会参加申込書

様式 2 実施方針等に関する質問書

様式 3 実施方針等に関する意見・提案書

様式 4 第 1 回現地見学会参加申込書

様式 5 汚泥提供申込書

資料 1 P F I 事業計画地

資料 2 リスク分担表

資料 3 関係資料閲覧のお知らせ

資料 4 脱水実験等に使用する汚泥の提供について

資料 5 想定事業スキーム図

資料 6 脱水処理施設等増設・更新計画

資料 7 サービス購入料の支払いについて

資料 8 脱水ケーキの再生利用業務について

資料 9 モニタリングの実施とサービス購入料の減額について

資料 1 0 落札者決定基準の考え方

別添資料 要求水準書 (案)

本実施方針では、以下のように用語を定義します。

- 【公共施設の管理者】：本事業をPFI事業として民間事業者を実施させようとする公営企業の事業管理者（企業庁長）をいいます。
- 【事業者】：本事業の実施に際して、県企業庁と事業契約を締結し事業を実施する会社をいいます（原則として、特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）を設立することとします。）。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいいます。
- 【応募者】：応募企業又は応募グループをいいます。
- 【応募企業】：脱水処理施設等の建設、運営並びに維持管理の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する単独の企業をいいます。
- 【応募グループ】：脱水処理施設の建設、運営並びに維持管理の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する者で、複数の企業で構成されるグループをいいます。
- 【構成員】：応募企業若しくは応募グループのうち、特別目的会社に出資する企業をいいます。
- 【協力会社】：応募グループのうち、構成員以外の企業をいいます。
- 【資格審査通過者】：参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいいます。
- 【入札参加者】：資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出した者をいいます。
- 【委員会】：PFI法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、県企業庁が設置する学識経験者等で構成される組織をいいます。
- 【落札者】：委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として県企業庁が決定した入札参加者をいいます。
- 【実施方針等】：実施方針の公表の際に県企業庁が公表する書類一式をいいます。具体的には、実施方針、要求水準書案及び添付書類等をいいます。
- 【入札説明書等】：入札公告の際に県企業庁が公表する書類一式をいいます。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、様式集、基本協定書案、図面等をいいます。
- 【事業提案書】：資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいいます。
- 【脱水処理施設等】：本事業の対象施設として位置付けるもので、豊橋浄水場、幸田浄水場、安城浄水場、豊橋浄水場及び豊川浄水場における、脱水機棟、脱水設備、配管の総称をいいます。（表－i 参照）
- 【脱水機棟】：脱水設備を納める建物で、当該建物に付帯する電気設備等の一切を含むものをいいます。

- 【脱水設備等】 : 脱水設備、配管の総称をいいます。
- 【脱水設備】 : 脱水機、脱水前処理設備及び周辺機器等の総称をいいます。
- 【脱水機】 : 汚泥を脱水する機械で、脱水機を構成する電気・機械・計装設備（監視及び制御を行う設備）等の一切を含むものをいいます。なお、脱水とは、汚泥の処分を容易な状態とするために、汚泥の水分（含水率）を減少させることをいいます。
- 【周辺機器等】 : 脱水機関連補機で、当該補機を構成する電気・機械・計装設備及び脱水ケーキ搬出設備等の一切を含むものをいいます。
- 【脱水ケーキ搬出設備】 : 破碎機、ベルトコンベア、ケーキヤード等、脱水ケーキの管理及び搬出に資する設備をいいます。
- 【ケーキヤード等】 : 脱水ケーキを保管、管理するケーキヤードとその付帯機器の総称をいいます。
- 【配管】 : 濃縮施設から脱水機棟まで及び脱水機棟から排水池まで等、構内において汚泥等を送る連絡管で、当該配管を構成する弁類、メーター等の一切を含むものをいいます。
- 【濃縮施設】 : 脱水処理施設等の前段施設で、排水池、排泥池、濃縮槽の総称をいいます。
- 【排水処理施設】 : 濃縮施設、脱水処理施設等及び天日乾燥床の総称をいいます。
- 【5 浄水場】 : 脱水処理施設等の設計・建設業務、運営・維持管理業務及び脱水ケーキの再生利用に係る業務を事業範囲とする豊田浄水場、幸田浄水場、安城浄水場、豊橋浄水場及び豊川浄水場の総称をいいます。
- 【天日乾燥床】 : 脱水ケーキの掻き出しと再生利用を事業範囲とする豊橋南部浄水場と蒲郡浄水場（工水）の天日乾燥床とケーキヤード等の総称をいいます。なお、天日乾燥床とは、重力ろ過脱水と蒸発により汚泥の乾燥を行うものをいいます。
- 【蒲郡浄水場（工水）】 : 蒲郡浄水場（工水）は、豊川浄水場の所管下にあり、独立した浄水場とは位置付けられていません。よって、本事業の対象浄水場としては位置付けていないとともに、本事業の対象となる浄水場を称する場合は、豊川浄水場（蒲郡）として、豊川浄水場と一体的に表現しています。
- 【一時支払金】 : 脱水処理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価の一部又は全てについて、県企業庁が調達し、脱水処理施設等の所有権が県企業庁に移転した後、事業者を支払われる費用をいいます。
- 【割賦支払金】 : 脱水処理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価として、県企業庁が事業者に対して支払う料金をいい、脱水処理施設等の設計及び建設業務に係る経費のうち一時支払金を除いた経費で構成されます。
- 【運営・維持管理業務等】 5 浄水場における脱水設備等の運営・維持管理業務、天日乾燥床の脱水ケーキ掻き出し業務及び脱水ケーキの再生利用業務の総称をいいます。
- 【汚泥】 : 浄水処理工程で発生する細かな砂や泥を含む水をいいます。

- 【脱水ケーキ】：汚泥を脱水処理した後に発生する固形物をいいます。天日乾燥床から掻き出した汚泥も含まれます。
- 【再生利用】：脱水ケーキを製品等の原材料等の有用物とするため必要な処理を行い利用することをいい、有価利用と非有価利用に分けられます。
- 【有価利用】：事業者が脱水ケーキを県企業庁から有償で買い取り、自らの責任と費用で脱水ケーキを販売することをいい、その収入は事業者に帰属します。
- 【非有価利用】：県企業庁が脱水ケーキの処理を事業者に委託し、事業者の責任で再生利用を図ることをいい、それに係る費用については、事業者が提案した金額を、県企業庁が負担します。
- 【有価利用可能量】：事業提案書において事業者が提案する1事業年度に有価利用を行える最大量（t-ds/年）をいいます。
- 【特許権等】：特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいいます。
- 【ホームページ】：豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業のホームページをいいます。ホームページアドレスは、8（4）に示します。
- 【関係者協議会】：本事業に関して県企業庁と事業者との間の協議を行うための機関をいい、県企業庁、事業者及び有識者等の第三者により構成されます。
- 【脱水前処理設備】：脱水機の脱水効率を高めることを目的として、濃縮槽と脱水機のあいだに設置する設備（電気・機械・計装設備等を含む。）をいいます。事業者の提案に基づき、設置することができることとします。

表－i 施設関連用語概念図

区分		内容		
排水 処理 施設	濃縮施設		排水池、排泥池、濃縮槽	
	脱水処理 施設等	脱水機棟		脱水設備を納める建物 (付帯する機械、電気設備等を含む。)
		脱水設備 等	脱水設備	脱水機（電気・機械・計装設備を含む。）と脱水前処理設備（電気・機械・計装設備等を含む。)
				周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備等を含む。)
		配管	脱水機棟内の連絡管 (弁類、メーター等を含む。)	
天日乾燥床		汚泥の重力ろ過脱水と蒸発による乾燥を行うもの		

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業

イ 事業に供される公共施設の種類

愛知県豊田浄水場、幸田浄水場、安城浄水場、豊橋浄水場及び豊川浄水場の各脱水処理施設等と豊橋南部浄水場と蒲郡浄水場（工水）の天日乾燥床

ウ 公共施設の管理者

愛知県公営企業管理者 企業庁長 山川 利治

エ 事業目的

県企業庁が実施する水道事業及び工業用水道事業については、県人口の増加や生活水準の向上並びに産業活動の発展とともに着実に整備・推進してきましたが、社会・経済情勢の大きな変化にともない、より効果的かつ効率的な事業運営が求められています。

また、浄水処理にともなって発生する汚泥については、安定的に脱水処理できることとともに、近年の廃棄物処分場の不足及び環境保全に及ぼす影響を考慮すると、減量化及び再生利用化を進めることが、水道の安定供給等を確保するための重要な課題の一つとなっています。

こうした中で、県企業庁では、県営浄水場における浄水処理工程で発生する汚泥を脱水機や天日乾燥により脱水処理しており、特に近年は、機械脱水処理した脱水ケーキのほぼ全量を、有価により有効に利用しています。

しかしながら、西三河地域と東三河地域（以下「三河地域」という。）の浄水場をはじめとして、多くの脱水機が老朽化による更新時期を迎えています。

また、環境への配慮、新技術の導入、県民等が享受できるサービス価値の最大化などの水道事業及び工業用水道事業への要請が多様化・複雑化している一方で、そのサービス創出のために投下するコストを最小限に抑える必要性が高まっている中、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用し、公共と民間が連携して課題解決に努める必要があると考えています。

そこで県企業庁では、総事業費の削減、財政支出の平準化及び脱水ケーキの再生利用の促進を図ることを目的に、三河地域における6浄水場の脱水設備等の増設・増設と運営・維持管理等を進めるうえで、PFIを導入することとしました。

オ 事業概要

(ア) 本事業の対象となる施設

本施設の主要施設の概要は下記のとおりです。

a 5 浄水場における脱水処理施設等の現況

豊田浄水場 ※計画給水量 上水：231,000m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・平成5年建設 ・1階RC造、2,3階S造の3階建て ・延床面積948m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（1台） ◎1号脱水機 ・平成5年設置 ・長時間型 ろ布面積800m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）
幸田浄水場 ※計画給水量 上水：89,000m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和47年建設 ・S造、一部RC造の2階建て ・延床面積660m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（2台） ◎1号脱水機 ・昭和61年設置 ・長時間型 ろ布面積260m ² /台 ◎2号脱水機 ・平成12年設置 ・長時間型 ろ布面積280m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）
安城浄水場 ※計画給水量 工水：300,000m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和49年建設、平成6年増築 ・RC造の地下1階地上2階建て ・延床面積2,098m ²
	脱水設備	脱水設備	脱水機（4台）

	等		◎4,5号脱水機 ・平成5年設置 ・長時間型 ろ布面積 400m ² /台 ◎6号脱水機 ・平成6年設置 ・長時間型 ろ布面積 400m ² /台 ◎7号脱水機 ・平成7年設置 ・長時間型 ろ布面積 400m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

豊橋浄水場 ※計画給水量 上水：104,900m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和52年建設 ・地下RC造、地上S造の地下1階地上2階建て ・延床面積 927m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（3台） ◎1,2号脱水機 ・昭和52年設置 ・短時間型 ろ布面積 133m ² /台 ◎3号脱水機 ・平成15年設置 ・短時間型 ろ布面積 218m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

豊川浄水場 ※計画給水量 上水：86,000 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和51年建設 ・地下RC造、地上S造の地下1階地上2階建て ・延床面積 602m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（2台） ◎1号脱水機 ・平成18年設置 ・長時間型 ろ布面積 200m ² /台 ◎2号脱水機 ・平成7年設置 ・長時間型 ろ布面積 200m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）

		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）
--	--	----	------------------------

b 天日乾燥床の概況

豊橋南部浄水場 ※計画給水量 上水：76,500m ³ /日 工水：74,000m ³ /日	天日乾燥床	◎432m ³ ×6 池（上水 2 池、工水 4 池） ・RC 構造 27m×20m×0.8m（1 池あたり） ・上水（昭和 59 年築造） ・工水（昭和 52 年、平成 3 年竣工） ◎432m ³ ×2 池 ・RC 構造 27m×20m×0.8m（1 池あたり） ・平成 22 年度に築造予定
蒲郡浄水場（工水） ※計画給水量 工水：44,000m ³ /日	天日乾燥床	◎315m ³ ×3 池 ・RC 構造 12m×15m×1.75m（1 池あたり） ・昭和 49 年竣工

(イ) 事業方式

5 浄水場については、P F I 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに脱水処理施設等の設計、建設を行った後、県企業庁に施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営・維持管理業務を行う方式（B T O（Build Transfer Operate））により実施することとします。

事業者は、5 浄水場の既設の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を行うとともに、「資料6 脱水処理施設等増設・更新計画」に示した年度に、脱水機棟の改修並びに脱水設備等の増設・更新を行うこととします。

豊橋南部浄水場については、事業者が自らの提案をもとにケーキヤード等の設計、建設を行った後、県企業庁に所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の天日乾燥床の脱水ケーキの掻き出し業務と脱水ケーキの再生利用業務を行う方式（B T O（Build Transfer Operate））により実施することとします。

蒲郡浄水場（工水）については、P F I 法に基づき、事業期間中に事業契約書に示される内容の天日乾燥床の脱水ケーキの掻き出し業務と脱水ケーキの再生利用業務を行う方式（O（Operate））により実施することとします。

(ウ) 事業範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとします。

a 脱水処理施設等の増設・更新等業務

- ・事前調査及びその関連業務
- ・ケーキヤード等の整備
- ・幸田浄水場及び豊橋浄水場における脱水機棟の改修に係る設計

- ・生活環境影響調査
- ・5 浄水場における脱水設備等の増設、更新に係る設計
- ・脱水処理施設等の工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
- ・幸田浄水場及び豊橋浄水場における脱水機棟の改修に係る工事
- ・5 浄水場における脱水設備等の増設、更新に係る工事（既設の脱水設備等の撤去を含む。）
- ・工事監理
- ・竣工後に県企業庁が行う検査等への協力

b 排水処理施設等の運営・維持管理業務

(a) 5 浄水場における濃縮施設と脱水処理施設等の運営・維持管理業務

- ・脱水処理施設等の運転
- ・脱水処理施設等の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）
- ・警備
- ・濃縮槽からの汚泥引き抜き（運転・計量等の管理業務）
- ・濃縮施設の運転支援
- ・脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく管理業務）
- ・県企業庁への引継ぎ

(b) 天日乾燥床の脱水ケーキの掻き出し業務

- ・脱水ケーキの掻き出し
- ・脱水ケーキ掻き出し後の補砂と敷均し
- ・脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく管理業務）
- ・ケーキヤード等の維持管理

(c) 脱水ケーキの再生利用業務

- ・脱水ケーキの再生利用
- ・脱水ケーキの搬出

カ 事業期間

本事業の事業期間は、平成 23 年 4 月から平成 43 年 3 月までの 20 年間とします。

キ 事業スケジュール（予定）

(ア) 事業契約の締結

平成 23 年 2 月

(イ) 5 浄水場における脱水処理施設等の設計・建設

「資料 6 脱水処理施設等増設・更新計画」参照

- (ウ) 5 浄水場における濃縮施設と脱水処理施設等の運営・維持管理
平成 23 年 4 月～平成 43 年 3 月
- (エ) 天日乾燥床の脱水ケーキの掻き出し
平成 23 年 4 月～平成 43 年 3 月
- (オ) 脱水ケーキの再生利用
平成 23 年 4 月～平成 43 年 3 月

ク 事業者の収入に関する事項

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する既存施設の更新等業務に係る対価、運営・維持管理業務等に係る対価から構成されます。また、事業者が脱水ケーキを有価により再生利用したことによって得る収入は事業者の収入とします。

(ア) 脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価

県企業庁は、脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価について、事業契約書においてあらかじめ定める額を、一時支払金及び割賦支払金により事業者を支払います。(詳細は「資料 7 サービス購入料の支払いについて」参照)

なお、平成 30 年度以降における脱水処理施設等の更新等業務に係る対価については、全額一時支払金として支払うものとします。

(イ) 排水処理施設等の運営・維持管理業務等に係る対価

県企業庁は、排水処理施設等の運営・維持管理業務等に係る対価について、事業契約書において定める額を、事業期間にわたり事業者を支払います。なお、運営・維持管理業務に係る対価は固定費・変動費から構成され、変動費は各支払期の業務実績に応じて変動させた金額を支払います。また、脱水ケーキの再生利用業務に係る対価は、脱水ケーキ発生量が、事業者が提案する有価利用可能量を上回った場合において、その量に応じた金額を支払います。

なお、5 浄水場における脱水処理施設等の、脱水設備等の更新時期まで県企業庁より引き継いで事業者が運営・維持管理を行う既存の脱水設備等については、入札時において事業者が運営・維持管理計画を提案するにあたり事業者が予測できない事由によって追加的に補修費が発生した場合、協議の上、県企業庁が追加費用を支払います。

また、近隣の市町から水道汚泥の引き取りを要請された場合、事業者の責任と費用のもとで、引き取りが可能と事業者が判断し、県企業庁の了解を得た上で、必要となる措置を執るとともに市町の水道汚泥の脱水処理を引き受け、係る対価を市町より収入として得ることも可能とします。

ケ 事業に必要な法令等の遵守

県企業庁及び事業者は、本事業を実施するに当たり、P F I 法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

ア 特定事業の選定に当たっての考え方

県企業庁は、PFI法、基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」などを踏まえ、県企業庁自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定します。

イ 特定事業の選定手順

特定事業の選定は次の手順により客観的評価を行います。

(ア) 公共負担の定量的評価

本事業を県企業庁自らが実施する場合の公共負担額とPFIで実施する場合の公共負担額を比較することにより評価します。

(イ) 定性的評価

本事業をPFIで実施する場合で、施設の設計、建設、運営及び維持管理の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を、定性的な観点から評価します。

(ウ) 総合評価

上記の定量的評価、定性的評価並びに本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業をPFIで実施することの適否を評価します。

ウ 特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、速やかに平成22年1月(予定)に愛知県公報及びホームページにおいて公表します。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表します。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設及び運営・維持管理の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用します。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等

又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令372号)が適用されます。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりです。

スケジュール (予定)	内 容
平成21年11月13日	① 実施方針等の公表
平成21年11月25日	② 実施方針等に関する説明会
平成21年11月26日～27日	③ 第1回現地見学会
平成21年11月～12月	④ 脱水実験等に使用する汚泥の提供
平成21年11月25日～12月1日	⑤ 実施方針等に関する質問、意見・提案の受付
平成21年12月22日	⑥ 実施方針等に関する質問回答の公表
平成22年1月	⑦ 特定事業の選定の公表
平成22年2月	⑧ 入札公告、入札説明書等の公表・交付
平成22年2月	⑨ 入札説明書等に関する説明会
平成22年2月	⑩ 第2回現地見学会
平成22年3月	⑪ 入札説明書等に関する第1回質問受付
平成22年3月	⑫ 入札説明書等に関する第1回質問回答の公表
平成22年4月	⑬ 入札説明書等に関する第2回質問受付
平成22年5月	⑭ 入札説明書等に関する第2回質問回答の公表
平成22年7月	⑮ 参加表明書の受付、参加資格の確認
平成22年7月	⑯ 資格審査結果の通知及び公表
平成22年7月	⑰ 事業提案書の受付
平成22年10月	⑱ 落札者の決定及び公表
平成22年11月	⑲ 基本協定の締結
平成23年2月	⑳ 事業者との事業契約締結

(3) 応募手続き等

ア 実施方針等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、実施方針等に関する説明会を開催します。

[説明会]

開催日時 平成21年11月25日(水)14時00分から(受付開始:13時30分から)

開催場所 愛知県自治センター11階 大会議室

(来場の際は、公共交通機関利用のこと)

実施方針等に関する説明会への参加希望者は、実施方針等に関する説明会参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、FAX又は電子メールにより提出すること。参加者は各社2名程度までとします。

申込期限 平成21年11月20日(金)17時00分まで

申込先 愛知県企業庁水道事業課

FAX 052-954-6957

メールアドレス kigyo - suiiji@pref.aichi.lg.jp

イ 第 1 回現地見学会

希望者を対象に、以下のとおり、第 1 回現地見学会を開催します。

[見学会]

開催日時	平成 21 年 11 月 26 日 (木)	
開催場所・時間	豊田浄水場	9 時 30 分から
	幸田浄水場	13 時 00 分から
	安城浄水場	15 時 30 分から
集合場所	各浄水場管理棟前	
開催日時	平成 21 年 11 月 27 日 (金)	
開催場所・時間	豊川浄水場	9 時 30 分から
	蒲郡 (工水) 浄水場	11 時 30 分から
	豊橋浄水場	14 時 00 分から
	豊橋南部浄水場	16 時 30 分から
集合場所	各浄水場管理棟前	

第 1 回現地見学会への参加希望者は、第 1 回現地見学会参加申込書 (様式 4) に必要事項を記入し、FAX 又は Eメールにより提出すること。参加者は各社 3 名程度までとします。

申込期限 平成 21 年 11 月 20 日 (金) 17 時 00 分まで
申込先 愛知県企業庁水道事業課
FAX 052-954-6957
メールアドレス kigyo - suiiji@pref.aichi.lg.jp

ウ 脱水実験等に使用する汚泥の提供

民間事業者による脱水設備の規模の算定等に必要なデータの収集に資するため、希望者に対し、脱水実験等に使用する汚泥及び脱水ケーキを提供します。申し込み方法等は資料 4 のとおりとします。

エ 実施方針等に関する質問受付、回答公表

平成 21 年 11 月 25 日 (水) から 12 月 1 日 (火) までの間、愛知県企業庁水道事業課において、実施方針等に関する質問を受け付けます。なお、本事業の PFI に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。

質問の提出方法、書式等については、様式 2 を参照すること。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 21 年 12 月 22 日 (火) にホームページにおいて公表する予定です (ただし、質問者名は公表しません)。

オ 実施方針等に関する意見・提案の受付等

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、平成 21 年 11 月 25 日（水）から 12 月 1 日（火）までの間、愛知県企業庁水道事業課において、実施方針等に対する意見や募集に当たっての具体的な提案等を受け付けます。

意見・提案の提出方法、書式等については、様式 3 を参照すること。

なお、県企業庁は、提出された意見・提案に関して、意見・提案者の承諾を得たものについてはホームページにより公開しますが、個別に回答は行わないものとします。また、民間事業者等から提出のあった意見・提案のうち、県企業庁が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがあります。

カ 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者等の意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがあります。

なお、変更を行った場合には、ホームページにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示します。

キ 特定事業の選定の公表

県企業庁は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、本事業を P F I 事業として実施すべきか否かを評価し、P F I 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表します。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表します。

ク 入札公告、入札説明書等の公表・交付

県企業庁は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、入札公告を行い入札説明書等を公表・交付します。

ケ 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催します。なお、説明会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等において示します。

コ 第 2 回現地見学会

希望者を対象に、第 2 回現地見学会を開催します。なお、現地見学会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等において示します。

サ 入札説明書等に対する質問受付・回答公表

入札説明書等に関する質問を、愛知県企業庁水道事業課において受け付けます。

なお、本事業の P F I に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ

ウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表します。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示します。

シ 参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求めます。資格審査の結果は、応募者に通知します。また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。なお、資格審査を通過しなかった応募者は、県企業庁に対してその理由について書面により説明を求めることができます。

ス 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求めます。また、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。

セ 入札のとりやめ等

県企業庁が公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県企業庁は入札の執行を延期もしくはとりやめることがあります。

(4) 応募者等の参加・資格要件

ア 応募者等の参加要件

応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の(ア)～(カ)の要件を満たすこと。また、参加表明書に明記した協力会社についても、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の(ア)～(カ)の要件を満たすこと。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加できないものとします。ただし、脱水ケーキの再生利用業務に当たる者に限り、業者数が限定され、重複せざるを得ない特殊な業務であることから、応募グループの協力会社となった企業が同時に他のグループにおける当該業務の協力会社となることは可能とします。なお、脱水ケーキの再生利用業務のみを担当する企業は、応募グループの構成員になれないものとします。

応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記すること。また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 愛知県企業庁から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (エ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (オ) 県企業庁が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社長大並びに株式会社長大が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社東京設計事務所及び東京丸の内・春木法律事務所、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (カ) 2（5）アの委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

注）「資金面若しくは人事面において関連がある者」とは、次の a、b 又は c に該当する者です。

- a 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者（100 分の 50 を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は他の株主又は出資者より特に抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）
- b 当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- c その他当該受託者と特別な提携関係があると認められる者

イ 応募者等の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち脱水処理施設等の設計、建設、維持管理及び運営の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む）は、それぞれ以下の該当する要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施できることとします。

- (ア) 脱水機棟の設計に当たる者は次の要件を満たすこと。
 - a 平成 20 年度及び平成 21 年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。
 - b 手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと等経営状況が健全であること。
 - c 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 脱水設備等の設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

- a 上記イ (ア) a に同じ。
- b 上記イ (ア) b に同じ。
- c 本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の、設計業務実績があること。

注) 同種かつ同程度の技術水準の、設計業務実績とは、公称能力 10,000m³ / 日以上の水道又は工業用水道の浄水場若しくは下水処理場の脱水設備等の設計業務実績をいいます。

(ウ) 脱水処理施設等の建設に当たる者は次の要件を満たすこと。

- a 平成 20 年度及び平成 21 年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿のうち、「建設工事」に登録され、建築工事業、機械器具設置工事業及び電気工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。
- b 平成 20 年度及び平成 21 年度の愛知県企業庁における入札参加資格の認定において、認定された経営事項評価点数が建築工事業については 6 5 0 点以上、機械器具設置工事業については 9 0 0 点以上であること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。
- c 上記イ (ア) b に同じ。

(エ) 排水処理施設等の運営・維持管理に当たる者は次の要件を満たすこと。

- a 平成 20 年度及び平成 21 年度の物件の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿において、大分類「03 役務の提供等」、中分類「01 建物等各種施設管理」、小分類「08 上・下水道施設管理」のうち「01 上水道施設管理 (運転・点検・保守)」もしくは「02 下水道施設管理 (運転・点検・保守)」に登録されている者であること。
- b 上記イ (ア) b に同じ。
- c 本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の維持管理業務実績があること。

注) 同種かつ同程度の技術水準の維持管理実績とは、公称能力 10,000m³ / 日以上の水道又は工業用水道の浄水場若しくは下水処理場の脱水設備等の維持管理業務実績をいいます。

ウ 応募者の構成員等の変更

応募企業若しくは応募グループの構成員及び協力会社が、資格審査通過時点から落札者決定前までに上記 (4) ア及びイを欠くような事態が生じた場合は失格とします。

参加表明書により参加の意思を表明した応募企業若しくは応募グループの構成員

及び協力会社の変更は認めませんが、県企業庁が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとします。

(5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

落札者の決定に当たり、県企業庁は、学識経験者で構成する愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行います。委員会の意見を受けて県企業庁が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示します。

また、県企業庁は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

なお、県企業庁又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。

イ 委員会の構成

県企業庁が設置した委員会は、以下6名の委員により構成されます。

委員長	奥野 信宏	(中京大学理事・総合政策学部長)
副委員長	藤澤 敏治	(名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻 材料工学分野教授)
委員	山本 一道	(弁護士)
委員	三井 哲	(名古屋学院大学商学部教授)
委員	中西 肇	(愛知県総務部次長)
委員	鎌田 猛	(愛知県企業庁技術監)

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

ウ 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施します。(詳細は「資料10 落札者決定基準の考え方」参照)

(ア) 資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県企業庁は入札説明書等で示した参加要件、資格要件及び実績についての確認審査を行います。このとき、県企業庁は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなります。

なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等において示します。

(イ) 提案審査

a 基礎審査

県企業庁及び委員会において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認します。

まず県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

次いで県企業庁及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の基本的条件及び要求水準について満足していることの確認を行います。

なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示します。

b 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定します。

なお、審査事項は以下のとおりであり、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示します。

- ・事業の信頼性・安定性に関する事項
- ・設計・建設及び脱水設備等の能力に関する事項
- ・脱水設備等の運転業務及び脱水処理施設等の維持管理業務に関する事項
- ・脱水ケーキの再生利用業務に関する事項
- ・入札価格に関する事項 等

エ 落札者の決定・公表

県企業庁は、落札者を決定した場合には、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。

また、落札者が落札者決定時から事業契約締結時までに、上記（４）ア及びイを欠くような事態が生じた場合は失格とします。

ただし、代表企業以外の構成員及び協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、県企業庁との協議の上、当該構成員及び協力会社の変更を認めることとします。

オ 事業者の選定

県企業庁と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行います。なお、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定します。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。

カ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者あるいは入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も県企業庁の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないとして県企業庁が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表します。

(6) 契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の概要

県企業庁と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結します。

イ 特別目的会社の設立等

落札者は、原則として商法に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を契約締結前までに愛知県内に設立することとします。なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできません。

応募企業又は応募グループの構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとすること。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとし、

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県企業庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

ウ 事業契約の概要

事業契約は、施設の設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成43年3月までの契約とする予定です。

(7) 提出書類の取扱い

ア 著作権

県企業庁が示した図書の著作権は県企業庁に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属します。なお、県企業庁は、本事業においての公表時及びその他県が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を使用できるものとし、

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担します。

ただし、県企業庁が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加

者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、県企業庁が責任を負担します。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、建設、運営及び維持管理上の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、県企業庁が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県企業庁が責任を負います。

予想されるリスク及び県企業庁と事業者の責任分担は、原則として「資料2 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、事業契約書案に提示します。

(2) 要求する性能等

事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、施設の設計、建設、運営及び維持管理を行います。

なお、実施方針等に関する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示します。

(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行すること。なお、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとします。

なお、詳細については入札説明書等において示します。

(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

ア モニタリングの目的

県企業庁は、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行います。

イ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定めます。

ウ モニタリングの実施時期及び概要

(ア) 基本設計・実施設計に関するモニタリング

県企業庁は、事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求

水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。

(イ) 工事施工に関するモニタリング

事業者は工事監理者を設置して工事監理を行い、定期的に県企業庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けること。また、事業者は、県企業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けること。

(ウ) 工事完成に関するモニタリング

事業者は、施工記録を用意し、現場で県企業庁の確認を受けること。この際、県企業庁は、施設の状態が事業契約書に定められた要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県企業庁は補修又は改造を求めることができるものとします。

(エ) 運営・維持管理業務等に関するモニタリング

県企業庁は、運営・維持管理業務等において、定期的にその実施状況を確認します。

(オ) 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県企業庁に報告すること。

4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件に関する事項

区 分	項 目	概 要
5 浄水場	事業計画地	豊田浄水場 : 愛知県豊田市浄水町原山 62 幸田浄水場 : 愛知県額田郡幸田町大字坂崎字楠木 23-4 安城浄水場 : 愛知県安城市福釜町道田 44 豊橋浄水場 : 愛知県豊橋市東小鷹野 2-9-1 豊川浄水場 : 愛知県豊川市平尾町五反田 26-30
	事業実施敷地面積	豊田浄水場 : 約 1,100m ² 幸田浄水場 : 約 1,500m ² 安城浄水場 : 約 2,700m ² 豊橋浄水場 : 約 700m ² 豊川浄水場 : 約 600m ²

区 分	項 目	概 要
	都市計画用途区分	豊田浄水場 : 市街化調整区域 幸田浄水場 : 市街化調整区域 安城浄水場 : 市街化調整区域 豊橋浄水場 : 第二種低層住居専用地域 豊川浄水場 : 市街化調整区域
天日乾燥床	事業計画地	豊橋南部浄水場 : 愛知県豊橋市老津町山田1番地 豊川浄水場(蒲郡) : 愛知県蒲郡市清田町五反田52-1
	事業実施敷地面積	豊橋南部浄水場 : 約3,800m ² 豊川浄水場(蒲郡) : 約700m ²
	都市計画用途区分	豊橋南部浄水場 : 市街化調整区域 豊川浄水場(蒲郡) : 市街化調整区域

(2) 施設の設計要件等に関する事項

ア 脱水機棟に関する要件

5 浄水場における既設の脱水機棟については、事業終了後も県企業庁において使用する予定であることから、脱水設備等の更新後の機器荷重や変更耐荷重性等も反映したうえで、事業終了後10年程度使用できる耐久性を有する構造とするための措置を講じること。

また、幸田浄水場及び豊橋浄水場における既設の脱水機棟については、地震動レベル2相当の大地震に対し、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」(平成8年度版)に準拠し、脱水機棟の耐震安全性の分類をⅡ類、重要度係数(Ⅰ)を1.25以上とし、想定地震動を一次設計(中地震動)と二次設計(大地震動)の耐震性能を有する耐震補強工事を行うこと。

イ 脱水設備等に関する要件

事業者は「資料6 脱水処理施設等増設・更新計画」に定める年度に、要求水準書で示す計画給水量、計画固形物量・送泥濃度・送泥量等に基づき、必要な脱水設備等の増設及び更新を行うこと。

具体的には、脱水設備等には次の要件等を満たすこと。

- (ア) 無薬注方式とすること。
- (イ) 脱水ケーキの再生利用を促進するために適切な含水率を維持できる脱水能力を有すること。
- (ウ) 既設の脱水設備等と併用して管理運転が可能なこと。
- (エ) 脱水機からのろ液が、排水池の管理運転に著しい悪影響を与えないこと。

(3) 脱水ケーキの再生利用

事業者は、5 浄水場の脱水処理に伴い発生する脱水ケーキと天日乾燥床から掻き出

した脱水ケーキの全量を、事業期間中、自らの提案にしたがって再生利用します。(詳細は「資料8 脱水ケーキの再生利用業務について」参照)

浄水場の脱水処理施設等の中で行える脱水ケーキの加工作業としては、脱水ケーキの乾燥、破碎、造粒、袋詰め等の工程までとし、浄水場外から水道汚泥以外の原料を搬入して混合するような加工はできません。

(4) 生活環境影響調査

本事業における施設整備は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に基づく「生活環境影響調査」の対象となります。事業者は本事業の「生活環境影響調査」を実施すること。

なお、本事業は環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象にはなりません。

5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、県企業庁と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとします。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとることとします。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約書等に定める県企業庁の要求水準を下回る場合、その他事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又

はそのおそれが生じた場合、県企業庁は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることとします。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県企業庁は、事業契約を解除することができます。

イ 県企業庁の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができます。

ウ その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県企業庁及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じます。

(3) 融資機関と県企業庁との協議

事業の継続性を確保する目的で、県企業庁は、事業者に対し資金供給を行う融資機関と協議を行い、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことがあります。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はありませんが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、県企業庁と事業者で協議を行います。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 一時支払金

県企業庁は、5 浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価のうち、一部若しくは全額を一時支払金として支払う予定です（詳細は「資料7 サービス購入料の支払いについて」参照）。

5 浄水場における脱水処理施設等の、平成 26 年度までに実施される増設・更新等業務については、所有権を県企業庁に移転した後、係る対価の 3 分の 1 に消費税及び地方消費税を加えた額を支払う予定です。平成 30 年度以降に実施される更新業務については、係る対価の全額に消費税及び地方消費税を加えた額を支払う予定です。詳細は、入札説明書等にて示します。

ウ 国庫補助金

本事業は国庫補助金交付要綱の国庫補助対象施設であるため、県企業庁は事業者を支払う一時支払金の一部に、国庫補助金を充てることを想定しています。

したがって、事業者は県企業庁が行う国庫補助申請業務を支援するとともに、検査業務に協力すること。

(3) その他の支援に関する事項

県企業庁は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行います。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、ホームページを通じて適宜行います。

(2) 県議会の議決

県企業庁は、債務負担行為の設定に関する議案を平成 22 年 2 月定例県議会に提出する予定です。

(3) 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

(4) 問合せ先

愛知県企業庁水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話（ダイヤルイン） 052-954-6683

メールアドレス kigyosuiji@pref.aichi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/suido/>

様式 1

平成 年 月 日

実施方針等に関する説明会参加申込書

豊田浄水場始め6浄水場処理施設設備・運営事業の実施方針等に関する説明会に参加を申し込みます。

会社名	
所属	
所在地	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
参加者名 (2名程度まで)	

注) 提出方法は、原則として電子メール(ファイル添付)にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。

実施方針等に関する質問書

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業の実施方針と要求水準書（案）に関して以下の質問がありますので提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項
例	実施方針	9	2	(3)	エ			質問方法	「実施方針 ●頁 ●●●」の内容についての質問事項がある場合には、左記のように記入してください。
1									
2									
3									
4									
5									

※記入上の注意

- ・ 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・ 質問が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。
- ・ 提出方法は、原則として電子メール（ファイル添付）にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。
- ・ ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。

実施方針等に関する意見・提案書

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業の実施方針と要求水準書（案）に関して以下の意見・提案がありますので提出します。

会社名	
所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	意見・提案事項	公開
例	実施方針	9	2	(3)	エ			質問方法	「実施方針 ●頁 ●●●」の内容についての意見・提案事項がある場合には、左記のように記入してください。 公開を承諾する場合は「公開の承諾」欄に“○”を付し、承諾しない場合は“×”を付してください。	○
1										
2										
3										
4										
5										

※記入上の注意

- ・ 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・ 質問が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。
- ・ 提出方法は、原則として電子メール（ファイル添付）にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。
- ・ ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。

様式 4

平成 年 月 日

第 1 回現地見学会参加申込書

豊田浄水場始め 6 浄水場排水処理施設整備・運営事業の第 1 回現地見学会に参加を申し込みます。

会社名	
所属	
所在地	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
参加者名 (3名程度まで)	

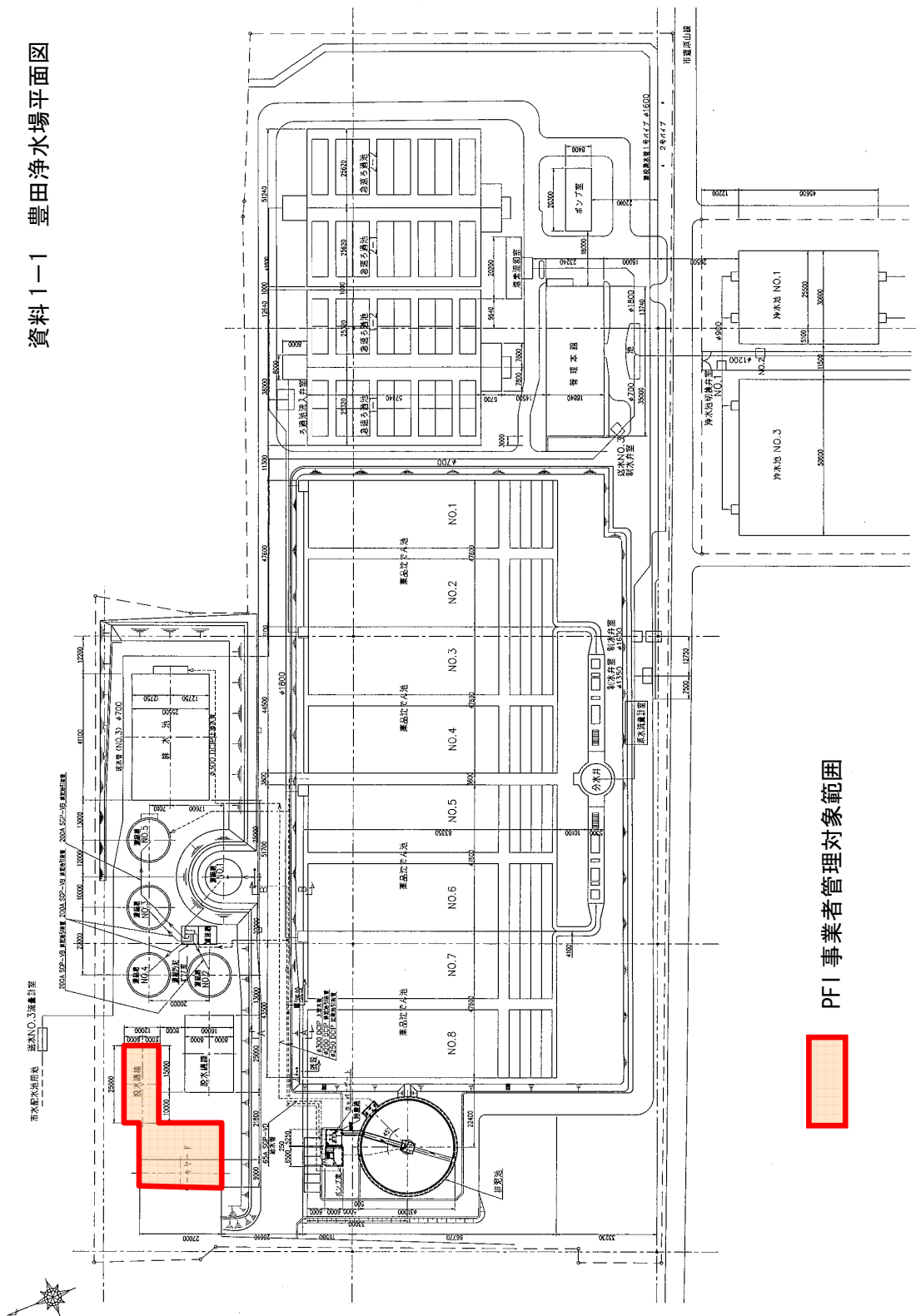
注) 提出方法は、原則として電子メール (ファイル添付) にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。

汚泥提供申込書

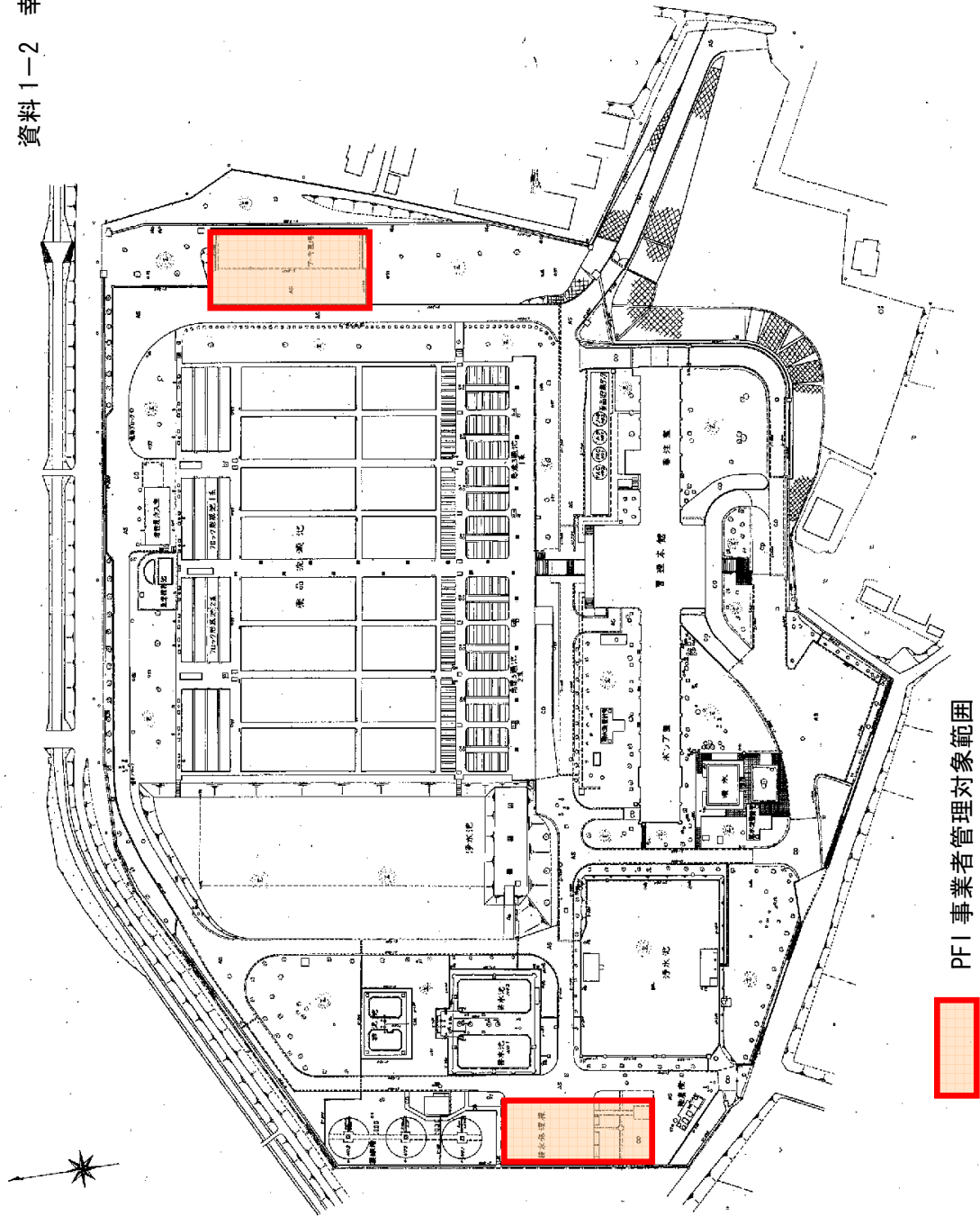
事業者名	
責任者名	
連絡先	所在地 電話番号 F A X 番号 メールアドレス
汚泥提供希望日時	月 日 () 時
希望する汚泥の量	
汚泥の運搬方法	
脱水実験等後の 汚泥の処分方法	

- ※ 提出方法は、原則として電子メール（ファイル添付）にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。なお、ファイル形式は Microsoft Word とすること。
- ※ 汚泥の搬出から処分まで責任を負う者を明記すること。また、責任者は汚泥提供場所に必ず立ち会うこと。
- ※ 脱水実験等に係る実施計画書を本様式とあわせて提出すること。様式は任意。
- ※ 汚泥の運搬方法及び脱水実験等後の処分方法については、具体的に記載すること。当該項目の記載内容が不明瞭又は不適切な場合は汚泥を提供できないことがある。

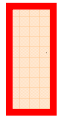
資料1-1 豊田浄水場平面図



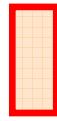
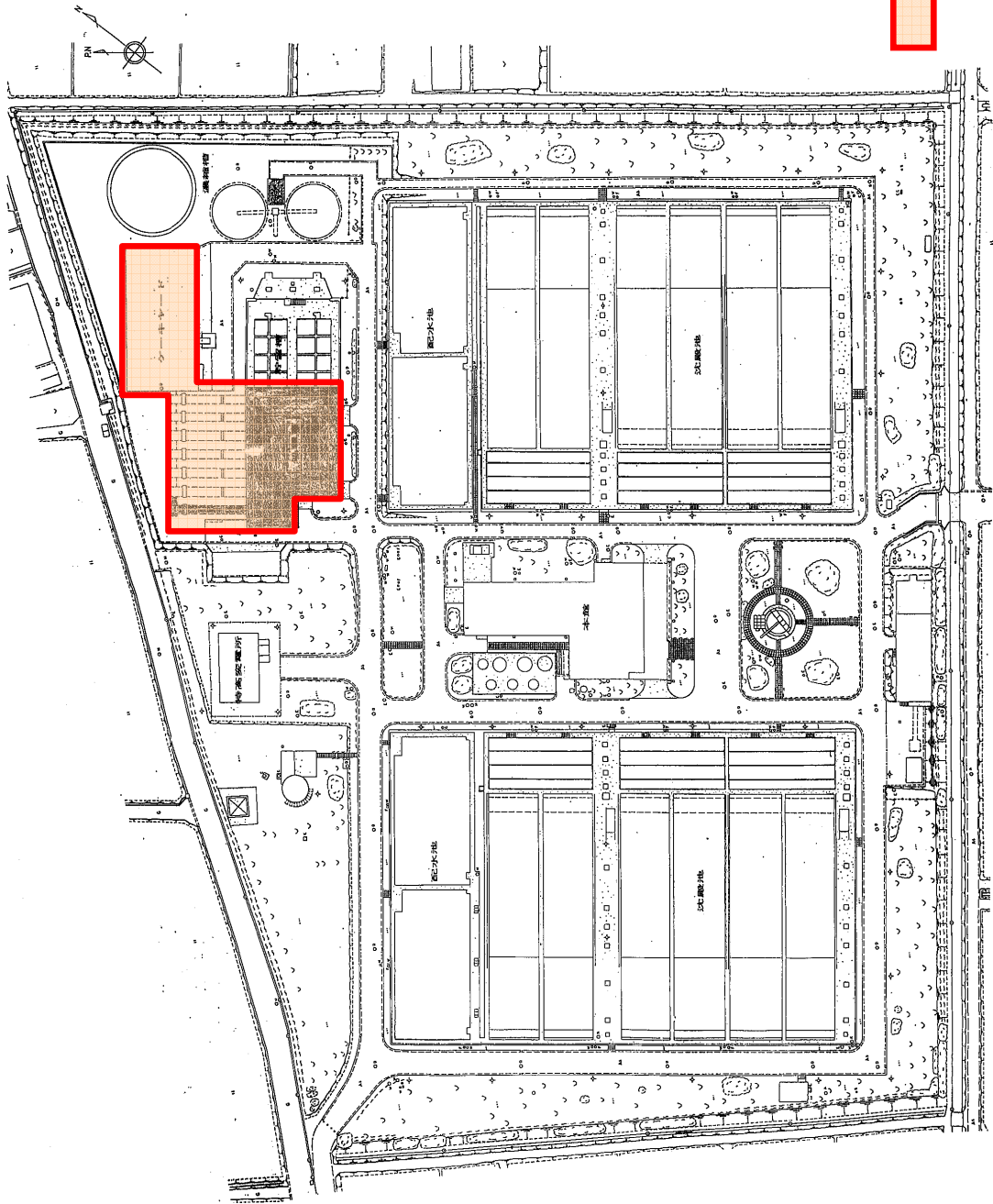
資料1-2 幸田浄水場平面図



PF1 事業者管理対象範囲

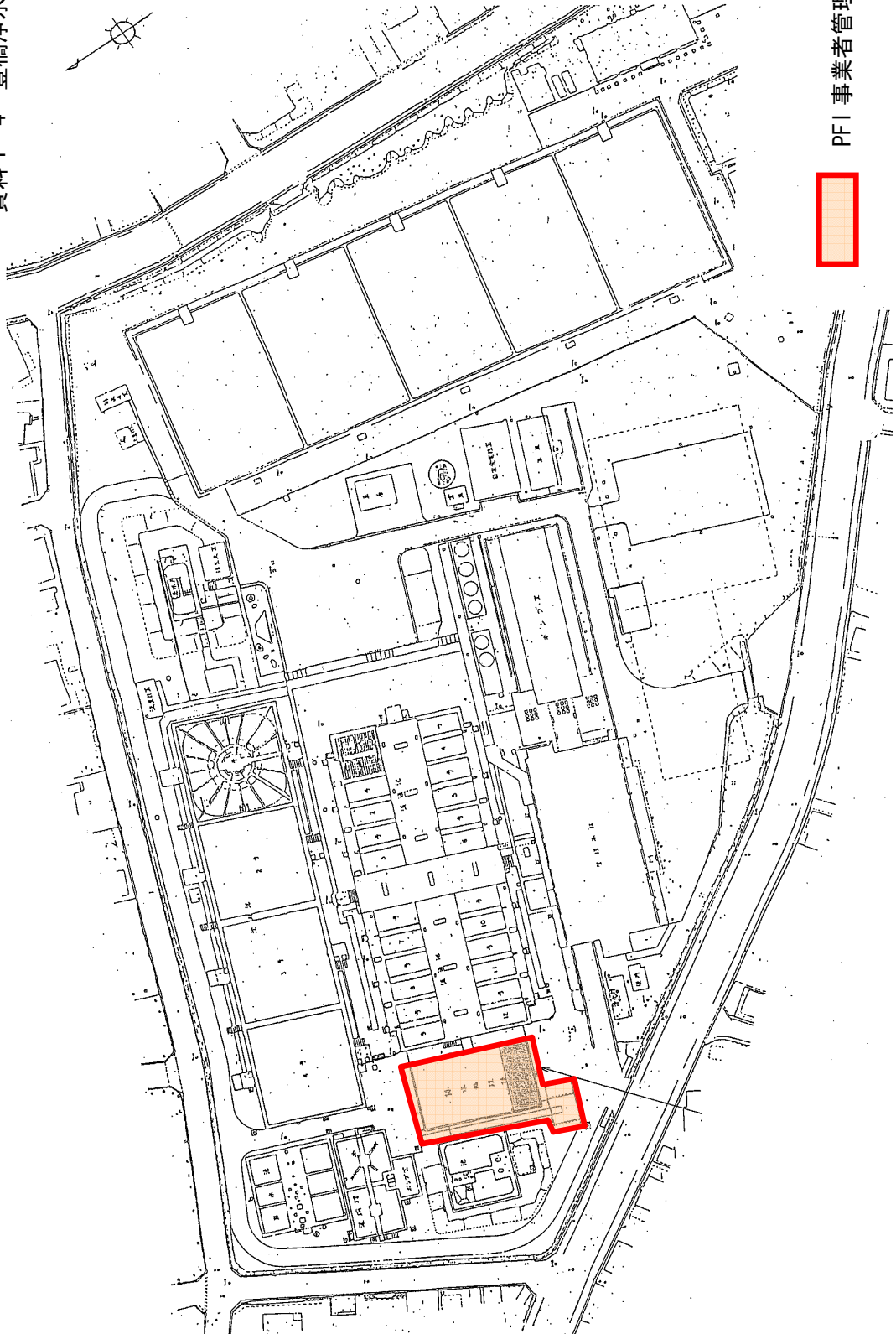


資料 1-3 安城浄水場平面図

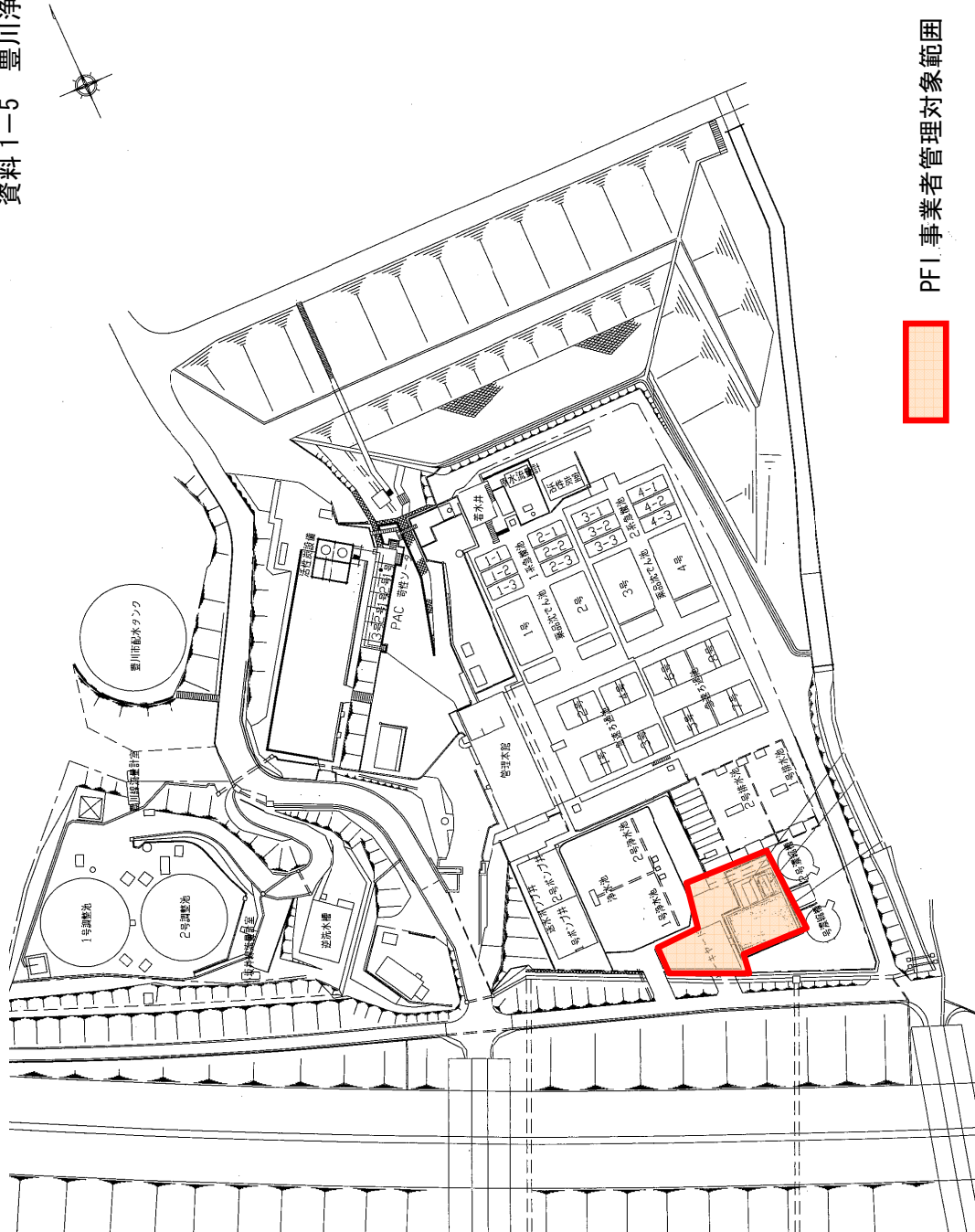


PFI 事業者管理対象範囲

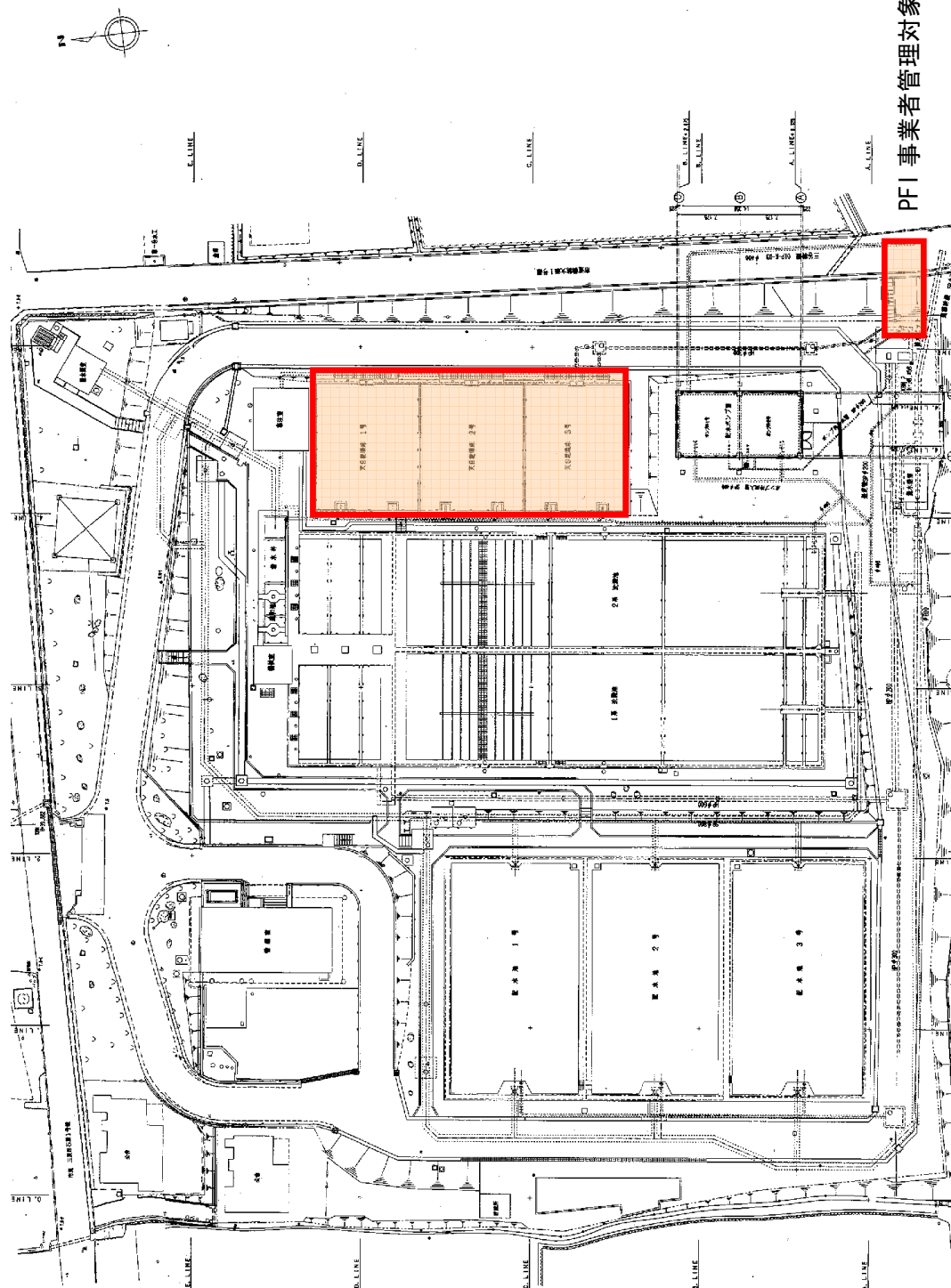
資料1-4 豊橋浄水場平面図



資料 1-5 豊川浄水場平面図



資料 1-7 蒲郡浄水場 (工水) 平面図



PFI 事業者管理対象範囲